

※教育テック大学院大学学則抜粋

第4章 課程修了の認定

(修了要件)

第19条 修士（専門職）の学位を得ようとする者は、本課程に第8条に定めた年限以上在学し、研究科が修了要件として定める次の要件を満たさなければならない。教育情報・経営リーダーシップ研究科 教育情報・経営リーダーシップ専攻授業科目について30 単位以上修得すること。

第20条 課程修了の認定は、教授会の審議を経て、学長が決定する。

以下、第8条抜粋

(修業年限)

第8条 専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対しては当該研究科の定めるところにより、1年以上2未満の期間とすることができる。
- 3 前2の規定にかかわらず、職業を有しているなどの事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に本専門職大学院の教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出た者に対しては、当該研究科の定めるところにより、その履修を4年まで認めることができる。